

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり
---------	----------------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	農産園芸課長 長野 正巳	電話番号	0852-22-5123
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	農業環境対策事業		
目的	(1) 対象	農家・農業販売者・使用者	
	(2) 意図	病害虫の発生を的確に把握することで、病害虫発生の予防・拡大防止に努める。 農薬の適正販売・使用の確保を推進することにより、農業生産の安定、県民の健康保護及び生活環境の保全を図る。	
事業概要	農作物への有害な病害虫の発生を未然に防ぐため、農家に対して、発生予察情報を提供する。 農薬の適正販売・使用を確保するため、販売者・使用者に対して、指導・啓発を行う。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 農薬の安全使用・管理を推進する指導者の人数	目標値		797.0	798.0	799.0	800.0	人
		取組目標値						
	式・定義 農薬管理指導士の認定者数	実績値	795.0	772.0				
		達成率	-	96.9	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	5,801	5,878
うち一般財源 (千円)	1,542	1,568

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

- ・主要病害虫の発生時期や発生量を取りまとめた「病害虫発生予察情報」を8回発表し、それまでに未発生の病害虫が発見されたときに発表する「特殊報」を1回発表した。いずれもメールまたはファクシミリにより関係先へ送信した。
- ・農薬の安全使用・管理を推進する指導者を育成するため、農薬管理指導士認定研修を実施し、新たに27名の指導士を認定した。
- ・27年12月の航空法の改正を受け、28年5月農林水産省が空中散布等における無人航空機利用技術指導指針を新たに制定した。県では、新たに島根県無人航空機空中散布指導指針(以下「県指針」という。)を制定した。
- ・蜜蜂の農業被害防止対策の一環として、防除暦等、農薬使用者の情報を養蜂家に提供する等、情報共有を図った。
- ・26年度に農薬の新たな安全性評価基準として短期暴露評価の考え方が導入され、28年度末で18成分の農薬の使用方法が変更になった。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

- ・県内全域で病害虫の発生予察を行った結果、農作物の生産・出荷に大きな影響を与える被害の発生はなかった。
- ・農業販売店に向けた啓発チラシを作成、配布を行うことにより、農業取締法で規定された農業販売上の遵守事項について効果的に情報発信をすることが出来、農業販売者の知識向上につながった。
- ・短期暴露評価の導入による農薬登録の変更については、農薬管理指導士研修会、農薬卸商組合の研修や、農業指導者への定期的なメール発信により情報提供を行った。
- ・新たに制定した県指針は、国の改正に応じて6月、12月と2回改正を行ったが、併せて事業計画書・報告書の様式も改善し、実施者の利便性が向上した。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

- ・マルチローター式小型無人機(通称：ドローン、以下「ドローン」という。)の急速な普及にともない、県指針の確実な周知、遵守の徹底が課題となっている。
- ・農業経験が浅い使用者、生産者団体に属さない農業使用者を中心に、農業使用者全般に農薬の使用方法的な理解が十分浸透しているとはいえない状況にある。

②困っている状況が発生している「原因」

- ・ドローンを含む無人航空機空中散布を新たに実施する者の情報の把握が困難であり、県指針の情報が行き届かない可能性がある。
- ・生産者団体に属さない農業使用者は、定期的に情報を得られる場が限られる。また、情報の入手先として期待される販売店も、情報量や情報伝達手段に差がある。

③原因を解消するための「課題」

- ・県指針の周知と遵守により、適正で安全な農薬散布が実施されるよう働きかけを行う。
- ・農業販売者の農薬に関する知識向上及び農業適正指導についての意識向上。直売所出荷者・市場へ直接出荷する者への啓発。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- ・関係機関や団体と連携した、ドローンを含む無人航空機空中散布実施者の情報把握及び情報提供、県指針遵守に向けた働きかけ。
- ・農業販売者に向けた情報提供強化、指導に向けた意識啓発。直売所出荷者・市場へ直接出荷する者への啓発。
- ・有害病害虫の発生防止を目的とした病害虫の発生予察の継続。
- ・農薬の最新情報の迅速な提供を目的とした「農薬情報検索システム」の継続。
- ・農薬の安全使用・管理を推進する指導者(農薬管理指導士)の育成の継続。